

令和8年度

【岐阜県雇用対策協定に基づく事業計画】

令和8年3月

岐 阜 県 ・ 岐阜労働局

令和8年度 岐阜県雇用対策協定に基づく事業計画

第1. 趣旨	2
第2. 重点取組事項	2
1 企業の人材確保支援	2
(1) 県内企業の人材確保対策の推進	2
(2) 人手不足分野等における人材確保対策の推進	3
(3) 地域のニーズを捉えた能力開発の推進	5
2 働き方改革の推進	7
(1) 働き方改革関連法の周知徹底及び魅力ある職場づくりの推進	7
(2) 働き方改革に取り組む企業に対する支援	8
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現	9
(4) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現	10
(5) 最低労働条件の確保	10
3 多様な人材の活躍推進	12
(1) 女性の活躍推進	12
①女性活躍推進法の実効性確保	12
②女性の再就職支援・ひとり親に対する就業対策の推進	13
(2) 若者の活躍推進	14
①新卒者等への正社員就職の支援	14
②フリーター・ニート等に対する就労支援の推進	16
(3) 中高年世代活躍支援の推進	17
(4) 障がい者等の活躍推進	18
①障がい者・企業への職場定着支援の強化	18
②法定雇用率引き上げ等への対応・多様な障がい特性に応じた就労支援の推進	20
③障がい者の職業能力開発の推進	21
④長期療養者の就労支援の強化等	22
(5) 高年齢者の活躍推進	23
①生涯現役社会実現に向けた取組	23
②シルバー人材センター事業の推進	24
(6) 外国人に対する就労支援と技能実習制度（育成就労制度）の適正な運用	24
①外国人労働者の適正な雇用の推進	24
②技能実習制度（育成就労制度）の適正な運用	26

第1. 趣旨

岐阜県と岐阜労働局は、岐阜県雇用対策協定第2条の規定に基づき、県内企業の人材確保支援並びに働き方改革の推進に向け、県における経済・雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、令和8年度は次の項目について、特に連携・協働して取り組むものとする。

第2. 重点取組事項

1 企業の人材確保支援

(1) 県内企業の人材確保対策の推進

概要： 岐阜県と岐阜労働局が連携して、県内企業における人材確保の支援を実施する。

共同で実施する業務

- ・ 岐阜県と岐阜労働局・ハローワークが一体的実施事業により、キャリアアカウンセリングから職業紹介までの求職者の支援をワンストップで実施する。
- ・ 県及び岐阜労働局がそれぞれ実施する人材確保関連イベントについて、求職者及び企業双方にとって参加しやすく、効果的な事業となるよう、開催計画段階から情報共有を行う

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 企業訪問により各企業の情報収集を行い、求職者へ企業の魅力を伝える。
- ・ 学卒求人の受理に際し、青少年雇用情報欄による離職者数や平均勤続年数といった職場情報の積極的な提供を事業主に働きかけ、求職者等に提供する情報の充実に取り組む。
- ・ 岐阜県が開催する合同企業展に、岐阜労働局・岐阜新卒応援ハローワークが参画する。
- ・ 「働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託）において、人材確保を目的とした働き方改革に取り組む事業主に対して、雇用管理改善・就業規則の見直し等に向けた技術的な助言・提案を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県中小企業総合人材確保センター」において、県内企業の採用活動や人材活用における課題解決に向けた個別支援を行うとともに、採用力の向上や働きやすい職場づくりを後押しする。
- ・ 様々な求職者に対し、県内企業や県内で働くことの魅力をPRするとともに、県内企業とのマッチングを促進する就活支援イベント等を実施する。
- ・ 県内企業の経営者や技術リーダーによる講義、教員・学生の企業での現地実習授業などを県内大学で実施する。
- ・ 「清流の国ぎふ移住・交流センター」と連携した出張就職相談、大規模転職フェアで県内企業をPRし、UIJターン就職につなげる。
- ・ 「岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点」において、企業とDX専門人材等とのマッチングを図る。
- ・ 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、卒業後に県内企業に雇用された若者の奨学金返還を支援する。
- ・ 働く人の目線に立ち、柔軟で働きやすい環境を整える「働いてもらい方改革」の浸透を図るため、企業経営者等を対象にした出前講座や交流会を開催する。

(2) 人手不足分野等における人材確保対策の推進

概要： 介護、医療、保育、農業、林業、建設・建築、運輸、警備等
(以下「人手不足分野」という。)において、岐阜県と岐阜労働局
が連携して、人材確保の支援を実施する。

共同で実施する業務

- ・ 人材確保に資する各種セミナー、面接会、職場見学会等を連携して開催し、当該分野への就職を促進する。
- ・ 介護、保育、建設等の公共職業訓練のコース設定を行い、求職者へのスキル付与により当該分野への就職促進を図り人材確保を実現する。
- ・ 建設人材の育成・確保を目的として産学官が一体となり設立した「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」の取組を連携して進める。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 「人材確保対策推進協議会」を開催し、岐阜県、人材不足分野職種関

係団体とネットワークを構築し、必要な情報を共有及び連携を図る。

- ・ ハローワーク岐阜「人材確保・就職支援コーナー」において、人手不足分野の求人充足に向けた助言・指導及び職業相談・職業紹介を実施する。
- ・ 各ハローワークにおいて、人手不足分野の職業相談・職業紹介を実施する。
- ・ 求人及び求職情報の提供により、マッチングの様々な機会を拡大し、早期に良質な雇用機会を確保していく。
- ・ 求人票へ「ぎふ・いきいき介護事業者」「ぎふ建設人材育成リーディング企業」等の記載を行い、求人充足に努める。
- ・ 岐阜県のほか、各分野の関係機関・事業主団体等と連携した雇用管理改善指導援助を実施し、「魅力ある職場づくり」を推進することにより人材確保を支援する。
- ・ 医療・介護・保育分野において、有資格者及び勤務経験者への情報提供、資格や経験はないが当該分野に関心のある求職者の取り込みを進め、関係団体と連携して説明会、面接会等を実施することで人材確保を図る。
- ・ 建設・警備・運輸分野において、各業界の企業・団体等と連携した説明会、面接会、イベント等の取組により人材確保を図る。
- ・ 農林業分野の雇用確保や雇用管理改善のため「農林業就業等対策・連絡協議会」、「林業雇用管理改善等推進会議」を開催する。
- ・ 岐阜県医療勤務環境改善支援センター内において、「医療労務管理支援事業」（岐阜労働局委託）を実施し、医療機関に対する労務管理全般にわたる支援を実施する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県中小企業総合人材確保センター」「岐阜県福祉人材総合支援センター」「岐阜県子育て人材支援センター」「ぎふアグリチャレンジ支援センター」「森のジョブステーションぎふ」「建設ICT人材育成センター」「ぎふ建築担い手育成支援センター」等において、各種セミナー、交流会、企業見学会等の人材確保に向けた取組を実施する。
- ・ 潜在求職者を掘り起すため、潜在有資格求職者の就職意欲喚起セミナー開催等の事業を実施する。
- ・ 「岐阜県医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関における勤務環境の改善を支援する。

- ・ 「岐阜県ナースセンター」において、看護師等免許保持者の離職時届出制度により把握した情報を活用し、看護職員の復職強化を図る。
- ・ 「岐阜県子育て人材支援センター」において、保育士・保育所及び放課後児童クラブ等の求人・求職相談や就職斡旋等を実施する。
- ・ 放課後児童クラブの求人・求職相談や就職斡旋、人材育成を実施する。
- ・ 「岐阜県子育て人材支援センター」による就職支援を円滑に行うため、人材登録を受講条件として、保育士の資格取得を目指す人を対象とした対策講座を開催する。
- ・ 介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組む介護事業者を「ぎふ・いきいき介護事業者」として認定・公表し、介護事業者の介護人材確保を支援する「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」を推進する。
- ・ 離職者等委託訓練において、介護、保育及び建設人材育成に関する訓練コースを設定する。
- ・ 労働環境の改善や人材の育成等について、取り組みを進めていくことを宣言する建設業者及び建設関連業者を「岐阜県建設人材育成企業」として登録、さらにその中から積極的な取り組みを実施する企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定・公表するとともに、制度の普及啓発を行う。
- ・ 労働環境の改善への支援や岐阜県農業協同組合中央会等と連携した求人情報の発信等により、農業者による人材確保を支援する。

(3) 地域のニーズを捉えた能力開発の推進

概要： 地域ニーズに沿った効果的な公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）を連携して設定・運営する。

共同で実施する業務

- ・ 公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」、ロゴマーク（愛称「ハロトレくん」）を活用し、関係機関と連携の上、訓練コースの周知・広報を行う。
- ・ 岐阜県地域職業能力開発促進協議会及び同ワーキンググループ会議において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携を図り、地域の訓練ニーズを踏まえ、ハロートレーニングの効果的な訓練コースを設定する。

- ・ 岐阜県地域職業能力開発促進協議会及び同ワーキンググループ会議において、県内企業在職者、求職者及び非正規雇用者のリスクリングを通じた能力開発の促進に関する広報及び職業訓練・研修等の情報発信を行う。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 労働局ホームページに訓練コースを掲載して周知を図るとともにハローワークで積極的に訓練説明会を開催する。
- ・ 求職中の離職者等に対して、適切な受講あっせんを行う。
- ・ 訓練修了者への就職支援を積極的に行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 職業能力開発施設（国際たくみアカデミー・木工芸術スクール）において、産業界のニーズに対応する専門的知識・技術を備えた即戦力となる人材を育成する。
- ・ ハローワークで求職中の離職者等を対象とし、就職に必要な知識や技能を身につけ早期就職に導くため、県内の幅広い求人ニーズに対応し、再就職に即効性のある職業訓練を実施する。
- ・ 製造業等の企業在職者を対象とした職業訓練、工場長・女性・若手職員向け等の研修を実施するとともに、これらの訓練・研修を活用した人材育成に関する経営者への啓発を行う。
- ・ IT拠点である「ソフトピアジャパン」や、ものづくり産業の総合支援拠点である「テクノプラザものづくり支援センター」において、デジタル人材・ものづくり産業人材の育成・確保に係る県内企業在職者向け研修や、県内企業に就職予定の学生向け研修、製造現場のDXに向けたリスクリング研修等の体系的な人材育成等を行う。
- ・ 地域の訓練ニーズと求職者支援訓練のコース設定を踏まえた、公共職業訓練（委託訓練）を設定する。
- ・ ハローワークや訓練実施機関と連携し、公共職業訓練修了者への就職支援を行う。
- ・ 職業訓練や研修等の情報を発信するポータルサイトを運営するとともに、企業における人材育成の必要性を啓発するためのセミナーを開催する。

【数値目標】

- 県出身大学生の県内企業就職率：50%（R9年度）
(県統計)
- 人材不足分野（医療・福祉・建設・警備・運輸）の就職件数
：4,708件（局：職業安定業務統計）
- 中小企業総合人材確保センターにおける企業からの相談件数：600件
(県統計)
- 人材確保・就職支援コーナーでの支援件数：2,535件
(局：職業安定業務統計)
- 公共職業訓練（離職者訓練）修了3か月後の就職率：82%以上
(R8年度)（県統計）

2 働き方改革の推進

(1) 働き方改革関連法の周知徹底及び魅力ある職場づくりの推進

概要： 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保や時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得促進など「働き方改革関連法」の周知徹底を図るとともに、人手不足解消のため「魅力ある職場づくり」を推進する。

共同で実施する業務

- ・ 「地方版政労使会議」等を通じ、賃上げに向けた機運の醸成に努める。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 新はつらつ職場づくり宣言企業の登録を推進する。
- ・ 登録を行った企業に対して、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティング等を行い、その取組を支援する。
- ・ 働き方改革関連法に関するパンフレット等を労働局ホームページに掲載し、幅広く周知を図る。また、法令の履行確保に向けて監督指導・報告徴収等を適切に実施する。
- ・ 「新はつらつ職場づくりセミナー」をはじめとする働き方改革関連法説明会やセミナーを開催し、周知を図る。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県中小企業総合人材確保センター」において、働き方改革を促進するセミナー等を開催する。
- ・ 「岐阜県子育て人材支援センター」において、働き方改革を推進するセミナーを開催する。
- ・ 岐阜県医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関の取り組みに対する支援を行い、働き方改革の推進を図る。
- ・ 県ホームページに働き方改革関連法や相談窓口などを紹介するページを設け、働き方改革を周知・啓発する。

(2) 働き方改革に取り組む企業に対する支援

概要： 県内企業の9割以上を占める中小企業・小規模事業者等に対し、働き方改革の必要性の理解促進に努めるとともに、働き方改革関連法やガイドラインの内容に沿った働き方改革の取組に対する支援を行い、魅力ある企業づくりの推進を図る。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 「地方版政労使会議」等を通じ、賃上げに向けた機運の醸成に努める。
- ・ 「働き方改革推進支援センター」(厚生労働省委託)による個別相談・企業コンサルティング・セミナー等により、働き方改革の取組を促進する。
- ・ 監督署に設置された「労働時間相談・支援班」による個別事業場に対する訪問支援、説明会等の開催を行う。
- ・ パート・有期雇用労働法への対応を促すため、「同一労働同一賃金ガイドライン」の周知に努める。
- ・ 事業場における働き方改革の具体的な対応を支援するため、各種パンフレット、オンラインセミナーを活用した支援を行う。
- ・ 新はつらつ職場づくり宣言企業であることをハローワークの求人票に記載し、周知に努める。
- ・ 新はつらつ職場づくり宣言企業、ユースエール認定企業、安全衛生優良企業、くるみん認定企業、えるぼし認定企業を労働局HPで周知する。
- ・ 各種助成金の活用(働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金、両立支援等助成金、キャリアアップ助成金等)を推進する。
- ・ 包括協定を締結している金融機関と連携し、労働局の支援策を周知

する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 県制度融資により、ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業者等が必要とする資金調達を支援する。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

概要： 職場環境や所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進など労働者の待遇の改善や仕事と家庭の両立支援などを促進することにより、ワーク・ライフ・バランスを実現する。

共同で実施する業務

- ・ 「地方版政労使会議」等を通じ、地域の企業トップ等に対して働きかけを実施する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定について、企業の認定取得の取組推進を支援する。
- ・ 育児・介護休業法に基づく制度内容について周知するとともに、行政指導等により履行確保を図る。
- ・ 「働き方・休み方改善コンサルタント」を活用し、仕事と生活の調和を推進する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」及び「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」を通じて、県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に前向きな中小企業に対し、社会保険労務士を派遣し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援することで、仕事と家庭を両立できる企業の拡大を図る。
- ・ 施設長等を対象とした保育現場の職場環境改善・人材育成研修を開催する。

(4) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現

概要： 非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換及び雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための取組を推進する。

共同で実施する業務

- ・ 職業訓練や研修機会等の情報発信、相談対応、受講あっせんを通じ、非正規雇用者の賃金向上や正社員化を促進する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ ハローワークにおける正社員求人の確保、充足及び非正規雇用から正社員への就職に向けた支援を実施する。
- ・ 正社員求人を対象とした面接会を開催する。
- ・ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（いわゆる同一労働同一賃金）について周知するとともに、行政指導等により履行確保を図る。
- ・ 「働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託）による個別相談を実施する。
- ・ 雇用関係助成金の周知・活用促進に取り組む。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県中小企業総合人材確保センター」において、正規雇用を促進する事業を実施する。
- ・ 休日・夜間の開校やオンライン・配信による受講など、非正規雇用者が働きながら学び直すことができるよう配慮した職業訓練コースを設定する。

(5) 最低労働条件の確保

概要： 長時間労働の削減や過労死等防止対策の推進、最低賃金の履行確保など最低労働条件の確保、就業環境の整備を推進する。

共同で実施する業務

- ・ 「地方版政労使会議」等を通じ、地域の企業トップ等に対して働きかけを実施する。
- ・ 岐阜県最低賃金額の周知を図るため、ホームページや広報誌に掲載

するとともにポスターの掲示やパンフレットの配置、各種説明会やセミナー等を活用した周知を実施する。

- ・ 全市町村に対し、「広報誌」及び「公式ホームページ」に岐阜県最低賃金額の掲載、行政機関、労使・業界団体等に対し、ポスターの掲示及びパンフレット・リーフレットの配布を依頼する。
- ・ カスタマーハラスメントの現状・課題を共有し、連携強化を図る。
- ・ その他、適正な労働条件の確保に向けた効果的な周知を実施する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 改正労働基準法等の周知や労務管理手法の支援を図るとともに、最低賃金をはじめとする最低労働条件の確保に懸念の認められる事業場を重点とした監督指導を実施する。
- ・ 大学生、高校生や中学生等を対象に労働関係法令を周知する。
- ・ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等職場のハラスメント防止措置が講じられるよう周知するとともに、改正労働施策総合推進法で定められたカスタマーハラスメント防止対策が徹底されるようあらゆる機会を通じて周知を行い、法施行後は行政指導等により履行確保を図る。
- ・ 雇用環境・均等室及び県内すべての労働基準監督署に設置している「総合労働相談コーナー」において、個別労働紛争に係る相談に対応するとともに紛争解決のための援助を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 県庁労働雇用課及び各県事務所に設置している「労働相談窓口」において、県内の労働者や使用者からの労働に関する各種相談（解雇、賃金の未払いなど）に対して、内容に応じた相談窓口の案内や助言、情報提供を行う。
- ・ 若者向けに労働者の権利や働く上での基本的なルールを紹介したリーフレットを作成し、県内高校生等に配布する。
- ・ カスタマーハラスメント対策連携会議において、カスタマーハラスメントの現状把握を行うとともに、関係機関との連携強化を図る。
- ・ 県制度融資により、ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業者等が必要とする資金調達を支援する。（再掲）

【数値目標】

- 新はつらつ職場づくり宣言登録企業数：100社
(局：雇用環境・均等室業務統計)
- 働き方・休み方に関する企業コンサルティング件数：90件
(局：雇用環境・均等室業務統計)
- プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん認定企業：
計7社以上 (局：認定数)
- 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業数
：300社 (R10年度) (県統計)
- ぎふ働き方改革推進支援センターによる取組
 - ・支援センター内相談件数：780件 (厚生労働省)
 - ・訪問コンサルティング：550件 (厚生労働省)
 - ・セミナー開催回数：60回 (厚生労働省)

3 多様な人材の活躍推進

(1) 女性の活躍推進

①女性活躍推進法の実効性確保

概要： 企業における女性活躍推進の取組の実効性を高めるため、企業の取組を推進する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 企業において、更なる女性活躍が進むよう改正女性活躍推進法についてあらゆる機会を通じて周知を図る。
- ・ 男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、情報公表等に関して行政指導等により履行確保を図る。
- ・ 一般事業主行動計画の公表及び企業の情報公表について、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を勧奨する。
- ・ 女性活躍推進法に基づく、「えるぼし」認定について、企業の認定取得の取組推進を支援する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 女性活躍推進法に基づく「岐阜県男女共同参画計画」を着実に推進する。
- ・ 女性の活躍推進をはじめ男女共同参画に関する講座の開催を希望する企業等に、講師を派遣する。
- ・ 県内中小企業にアドバイザーを派遣し、企業の個別課題に応じたアドバイスを行うことで、女性管理職登用に向けた社内体制構築を支援するとともに、企業が独自に実施する研修へ講師を派遣することにより、従業員のアンコンシャス・バイアスの解消等を促進する。

②女性の再就職支援・ひとり親に対する就業対策の推進

概要： 女性が意欲と能力に応じて働きやすい職場環境を整備するとともに、出産・子育て等で離職した者への再就職支援を強化する。また、児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を作成し、県と国が連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。

共同で実施する業務

- ・ 児童扶養手当の現況届提出時期には、市町村に共同で臨時相談窓口を設置し、「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」及び「悩みごと相談」を実施する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 子育てしながら就職を希望する者への就職支援を行うマザーズコーナー（ハローワーク岐阜・大垣・多治見・高山に設置）において、総合的、かつ、一貫した就職支援を実施する。また、「岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター」への巡回相談を実施する。
- ・ 仕事と子育ての両立支援求人確保する。
- ・ 子育て支援拠点に対し、市町村を通じハローワーク求人情報を提供する。
- ・ ハローワークの求人票へ「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」を記載し周知に努める。
- ・ 雇用関係助成金を活用した職業紹介を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター」において、再就職希望者に対する講座、就労・子育て相談等を開催する。
- ・ 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」及び「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」を通じて、県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。
- ・ 「岐阜県子育て人材支援センター」による各ハローワーク等での出張相談や保育のしごと見学会、進学・就職フェアを開催するなど、保育士の就職・再就職を支援する。
- ・ 「岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター」による就業・生活相談、養育費相談、就職支援セミナー、各種講習会等を実施する。
- ・ 児童扶養手当の現況届提出時期には市町村に県ひとり親自立支援員等による臨時相談窓口を設置する。
- ・ 母子家庭等自立支援給付金事業などによる職業訓練機会を提供する。

【数値目標】

- プラチナえるぼし、えるぼし認定数：7社以上（局：認定数）
- マザーズハローワーク事業の重点支援対象者の就職率
：96.9%（局：職業安定業務統計）
- 女性管理職の比率：15.0%

（R7 総務省：「国勢調査」）

（2）若者の活躍推進

①新卒者等への正社員就職の支援

概要： 岐阜新卒者等人材確保推進本部会議、若年者雇用問題検討会議、岐阜県高等学校就職問題検討会議を通じ、関係各機関における若年者の就労支援情報の共有等により、中小企業の人材確保支援及び若年者の正社員就職支援を図る。

新規学卒求人の職場情報の提供、ハローワークにおいて一定の労働関係法令違反を繰り返す事業所の求人（学卒及び一般求人）の不受理、若者の雇用管理が優良な中小企業を認定するユースエール認定制度の取組を進めることにより、若者の適職選択支援を図る。

共同で実施する業務

- ・ 「岐阜県総合人材チャレンジセンター」、「岐阜県若者サポートステーション」、「岐阜新卒応援ハローワーク」、「岐阜わかもの支援コーナー」の連携による就職支援を実施する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 岐阜新卒者等人材確保推進本部会議、若年者雇用問題検討会議を開催し、岐阜県及び関係機関に対し、若者の安定雇用・長期的育成推進に係る課題を共有するとともに、連携・協力を図る。
- ・ 岐阜県等が行う新卒者等に対する支援業務に協力する。
- ・ 岐阜県高等学校就職問題検討会議を通じて、岐阜県及び関係機関と連携し、高等学校卒業者への就職に係る推薦、選考開始時期等の遵守を徹底する。
- ・ 若者の雇用管理が優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」制度について、積極的な周知・啓発を行う。
- ・ 求人企業に対して、新規学卒求人の職場情報の提供を幅広く求めていく。
- ・ ハローワークにおいて、労働関係法令違反があった事業所の求人（学卒及び一般求人）を不受理とし、就職後トラブルの未然防止を図る。
- ・ 岐阜県が推進する産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会に参画し、同協議会が実施する県内大学生等の県内就職促進事業に協力する。
- ・ 新卒者等については、学校等と連携し、岐阜新卒応援ハローワークについて周知・広報による利用促進を図るとともに、未就職卒業者や学校中退者等の学校を離れた者についても、ハローワーク・岐阜県総合人材チャレンジセンター・岐阜県若者サポートステーションが、学校等と連携を図りながら就職を支援する。
- ・ 学校・学生・求職者に対し、ユースエール、くるみん、えるぼし企業等を、積極的に周知する。
- ・ 新卒者等の地元への就職促進、早期離職の防止を図るため、若年者地域連携事業を実施する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県総合人材チャレンジセンター」において、若年者地域連携事業（岐阜労働局委託）と連携して、若年者等を対象とした就活支

援セミナーを実施する。

- ・ 「岐阜県中小企業総合人材確保センター」において、県内企業に対して、岐阜労働局が行う「ユースエール認定制度」の周知等を行い、若者の採用・育成等の若年者雇用対策を推進する。
- ・ 産学金官連携人材育成・定着プロジェクトを推進し、新卒者等の地元への就職のため、若者と企業との交流や企業の魅力をPRするイベントを実施する。
- ・ 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、卒業後に県内企業に雇用された若者の奨学金返還を支援する。(再掲)

②フリーター・ニート等に対する就労支援の推進

概要：「岐阜県若者サポートステーション」、「岐阜新卒応援ハローワーク」、「岐阜わかもの支援コーナー」が相互に連携し、若年者の就職支援を実施する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ フリーター等について、岐阜わかもの支援コーナー等において担当者制によるきめ細かな職業相談、職業紹介を行うとともに、「岐阜県総合人材チャレンジセンター」と連携し、ニーズに応じた正社員就職の支援を実施する。
- ・ 高校中退者等をはじめとするニート等に対する就労支援のため、「岐阜県若者サポートステーション」において、岐阜県と連携した個々の若者の状況に応じた相談機会の提供、職場体験等各種プログラムを実施するとともに、高校や関係機関等との連携を強化し、アウトリーチ（訪問）型等による切れ目のない就労支援等を実施する。
- ・ 岐阜県が実施する生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業について、相談者支援の過程において、必要に応じ県と連携し、就労に向けた助言等を実施する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県若者サポートステーション」において、臨床心理士によるメンタルカウンセリング、企業と連携したジョブトレーニング、職業的自立に向けた各種セミナーの開催、保護者向け相談会、出張相談等を実施し、就業に向けて支援する。
- ・ 中途退学者等（中途退学する可能性が明確化した者を含む）を円滑に「岐阜県若者サポートステーション」の支援に繋げるため、高等

学校や「岐阜県ひきこもり地域支援センター」との連携を進め、切れ目のない就労支援を推進する。

- ・ 生活困窮者であって、日常生活及び社会生活面で課題があり、ひきこもり等一般就労に向けた準備が整っていない者に対し、県内町村部において「生活困窮者就労準備支援事業」を実施し、相談者の実情に応じた支援を行う。

【数値目標】

- 大学卒業者の3年以内定着率：67%（局：雇用保険業務統計）
- ユースエール認定企業数（認定数）：6社（局：認定数）
- 岐阜県若者サポートステーション登録者の就職率：66%
（サポステ集計）

（3）中高年世代活躍支援の推進

概要： 就職氷河期世代を含む中高年世代には、非正規雇用期間が長く、正規雇用に比べて能力開発機会が乏しいため、処遇面も含めて現在も厳しい状況にあり、自己評価が低い傾向がある等により、就労・正社員化に向けた行動を起こせず諦めている者が一定数存在することから、都道府県レベルの協議会を活用し、各界一体となって中高年世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援を実施する。

共同で実施する業務

- ・ 岐阜労働局、岐阜県、経済団体、訓練機関等支援機関で構成するぎふ中高年齢世代活躍応援プロジェクト協議会において、地域の実情・課題を踏まえた支援の方向性をとりまとめる。
- ・ 中高年世代の方々に向けた支援策が対象者一人ひとりに効果的に伝わるよう、ホームページ等による広報を行う。
- ・ 福祉と就労をつなぐ地域レベルでの支援による就職・社会参加の実現に向け、市町村との連携を図る。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ ぎふ中高年齢世代活躍応援プロジェクト協議会でとりまとめた支援の方向性の具体化と実施を民間企業に委託し、民間企業ならではのノウハウを活かした支援メニューを展開する。

- ・ ハローワーク岐阜のミドルシニア専門窓口において、SNS等により中高年世代を取り込むために支援策全般に関する周知を行うとともに、担当者制によるチーム支援を実施する。また、他のハローワークにおいてもきめ細かい就職支援を実施する。
- ・ 「限定求人」、「歓迎求人」の周知・確保に併せて、「特定求職者雇用開発助成金（中高年齢層安定雇用支援コース）」等、雇用関係助成金の周知・活用促進を図る。
- ・ 「岐阜県若者サポートステーション」との連携を強化する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県総合人材チャレンジセンター」において、正規雇用を目指す求職者に対し、就活に役立つセミナーの開催や企業とのマッチング支援等を実施する。
- ・ 主に就職氷河期世代の離職者を対象に、就職支援を重視した職業訓練を実施する。
- ・ 「岐阜県若者サポートステーション」において、臨床心理士によるメンタルカウンセリングの機会を提供し、働くことに対する悩みや不安を解消する。
- ・ 生活困窮者の就労体験や就労訓練の受け入れを行う企業等の開拓を進めるとともに、協力企業等の情報を市町村等の関係機関に提供する。

【数値目標】

- ハローワーク紹介による中高年世代の正社員就職件数（単年度）
： 1, 609件（局：職業安定業務統計）
- 岐阜県若者サポートステーションの新規登録者数
： 260件（サポステ集計）
- 岐阜県若者サポートステーションの支援による就職件数
： 191件（サポステ集計）

（４）障がい者等の活躍推進

①障がい者・企業への職場定着支援の強化

概要： 障がい者の雇用者数が着実に増加しており、今後は雇入れ支援のみならず、雇用された障がい者の職場定着支援を強化していく

必要がある。このため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図りながら、雇用された障がい者の職場における定着を推進する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 関係機関との連携により、障害者向けチーム支援を実施し、就職後の職場定着支援を行う。
- ・ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。
- ・ 「障害者就業・生活支援センター」に就労支援業務を委託し定着支援プログラム等による職場定着支援を行う。
- ・ 「就労パスポート」事業の普及、活用推進を図るため、支援機関向けワークショップを開催する。
- ・ 若年性認知症の方については、岐阜県や若年性認知症支援センター等の支援機関との連携や支援制度を活用し、継続雇用に向けた就労支援を行う。
- ・ 障害者雇用に関するノウハウが不足する企業や障害者雇用ゼロ企業に対して企業向けチーム支援を実施する。
- ・ 農福連携専門人材の養成にかかる協力を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 企業内で障がい者の職場定着を支援する「障がい者職場活躍ナビゲーター」及び「障がい者職場活躍サポーター」を養成する。
- ・ 農業現場において、障がい者との接し方や作業指示の方法等を助言する専門人材を養成する。
- ・ 「ぎふ農福連携推進センター」において農業者や障がい者等のニーズに基づいたマッチングを推進し、農業分野での障がい者の活躍の場を創出する。
- ・ 「障害者就業・生活支援センター」に生活支援業務を委託するほか、同センターに「発達障がい者支援コンシェルジュ」を配置し、就労に重点をおいた相談・支援の充実を図る。
- ・ 同センターに「障がい者雇用拡大支援員」及び「精神障がい者就労支援ワーカー」を配置し、就労、職場定着を支援する体制を強化する。

②法定雇用率引き上げ等への対応・多様な障がい特性に応じた就労支援の推進

概要： 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等、多様な障がい特性や本人の希望、能力等に応じて就労することができる環境を実現するため、法定雇用率の引き上げ等に伴い、新たな雇用義務が生ずる企業等に対し、地域の関係機関と連携し、企業等の障がい者雇用に向けた助言と指導、障がい種別に応じた就労支援、面接会等を通じたマッチング等を推進する。

共同で実施する業務

- ・ 岐阜地域、西濃地域において共催により、障がい者就職面接会を開催する。
- ・ 県内各圏域で、障がい者就労相談会（ジョブミーティング）を開催する。
- ・ 県内企業に対し、各地の特別支援学校の取組の紹介及び同校を会場とした企業向け説明会等を開催する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 職場実習制度の周知・啓発を行う。
- ・ 障害者向けチーム支援を実施する。
- ・ 医療機関と連携し、特に精神、発達障害者の就労支援を実施する。
- ・ 中濃、飛騨圏域にて障がい者就職面接会を開催する。
- ・ 各ハローワークにて障がい者面接会を随時開催する。
- ・ 企業向け説明会等で「働きたい！応援団ぎふ」制度を普及啓発する。
- ・ 「就労パスポート」事業の普及、活用促進を図るため、支援機関向けワークショップを開催する。
- ・ 岐阜県が開設している「岐阜県障がい者総合就労支援センター」業務への協力を行う。
- ・ 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定）について周知を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県障がい者総合就労支援センター」において、就労相談、職

業訓練、職業紹介、職場定着までの一体的な支援を行う。

- ・ 「岐阜県障がい者雇用企業支援センター」による企業向け各種セミナーを開催する。
- ・ 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を活用し、特別支援学校で学ぶ生徒の就労を支援する。
- ・ 「岐阜県障がい者総合就労支援センター」に設置した、地方版ハローワークである「岐阜県立ハローワーク」において、職業紹介を実施する。

③障がい者の職業能力開発の推進

概要： ハローワーク求職障がい者の一般就労を推進するため、的確な公共職業訓練の受講あっせんや就職支援を進める。

また、職業訓練ニーズを踏まえた、適切な公共職業訓練を実施する。

共同で実施する業務

- ・ 「岐阜県立障がい者職業能力開発校」の周知を図るとともに、連携して訓練生の確保に取り組む。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 求職者及び企業からの訓練ニーズについて適宜、岐阜県へ情報提供する。
- ・ 求職者への訓練情報の提供及びあっせんを行う。
- ・ 求職者等のニーズを踏まえハローワークでの訓練説明会を実施する。
- ・ 労働局ホームページに公共職業訓練（委託訓練）を掲載して周知を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県立障がい者職業能力開発校」において、一般就労を目指す障がい者の知識や技能の習得の支援を行う。
- ・ 企業のニーズに対応した公共職業訓練（委託訓練）メニューを組成する。
- ・ 労働局及びハローワークと連携しながら、ハローワーク（「岐阜県

立ハローワーク」を含む)を利用する障がい者に対し、公共職業訓練(委託訓練)の実施を周知する。

- ・ 県ホームページによる公共職業訓練(委託訓練)の周知を行う。
- ・ 企業と求職障がい者のニーズに対応するため、短期間で利用がしやすいチャレンジトレーニング事業を実施する。

④長期療養者の就労支援の強化等

概要： 地方公共団体やがん診療連携拠点病院等関係機関と連携し、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を推進するための取組を実施する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 岐阜県がん診療連携拠点病院である岐阜大学医学部附属病院、岐阜市民病院、岐阜県総合医療センター、大垣市民病院、県立多治見病院、高山赤十字病院、社会医療法人厚生会中部国際医療センター、中濃厚生病院、松波総合病院と連携し、離職を余儀なくされた長期療養者等に対して、出張相談等による専門的な就職支援を実施する。
- ・ 仕事と治療が両立しやすい求人の確保を図る。
- ・ 長期療養者の就職支援について理解促進を図るため、事業主向けセミナーを開催する。
- ・ 関係機関によるネットワークを構築し、相互の取組についての理解促進、情報共有を図るため「岐阜県地域両立支援推進チーム」による協議会を開催する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 岐阜県がん診療連携拠点病院に財政支援を実施し、就労支援のための取組の充実を図る。
 - がん相談支援センターによる長期療養者等への相談の実施
 - 社会保険労務士による就労相談会の実施
 - がんに関する情報サイト「ぎふがんねっと」での情報発信
- ・ ぎふ・療養サポートブックにて、がんと診断された患者が活用できる、経済的、社会的な制度や相談窓口、支えあいの情報を提供する。
- ・ AYA世代(思春期・若年成人である15~39歳)のがん患者が集まり悩みなどを語り合う学習会等を開催する。
- ・ 「岐阜県中小企業総合人材確保センター」において、個別相談やセミ

ナ一等を実施し、企業の経営者や人事労務担当者の意識啓発を行う。

【数値目標】

- 民間企業における障がい者の実雇用率：2.55% (R8年)

※令和7年実績2.52% (令和7年6月1日現在障害者雇用状況報告) (局：雇用状況報告集計)

- 民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合

：54.6% (R8年)

※令和7年実績54.3% (令和7年6月1日現在障害者雇用状況報告) (局：雇用状況報告集計)

(注) 法定雇用率 令和6年3月31日まで2.3%、令和6年4月1日から2.5%、令和8年7月1日から2.7%

(5) 高齢者の活躍推進

①生涯現役社会実現に向けた取組

概要： 高齢期における多様な就業意欲に応じた支援を実施する。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 「生涯現役支援窓口」(ハローワーク岐阜・大垣・多治見・高山・関に設置)において、職業生活設計や生活支援施設の利用に関する相談・援助の実施、支援チームによる就労支援を実施する。
- ・ 65歳以上の高齢求職者が活躍できる求人確保の強化を図る。
- ・ 高齢者就業確保措置の導入に関する周知・啓発・指導を実施する。
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー及び高齢者雇用アドバイザーと連携し、70歳までの就業機会を確保するため、高齢者の戦力化に向けた条件整備、65歳を超えて継続雇用する制度の導入・普及に係る相談・援助を実施する。

岐阜県が実施する業務

- ・ 「岐阜県中小企業総合人材確保センター」において、企業、求職者双方を対象とした専門家による相談対応や、マッチングイベントを開催する。
- ・ 高齢者の就業意欲の喚起や人材の育成に取り組む「岐阜県シルバー人材センター連合会」と連携し、働く意欲のある高齢者の就労の促進に取り組む。
- ・ 介護事業所において、介護周辺業務を中高年齢者等に担ってもらった

め、介護に関する入門的研修及び就業マッチングを実施する。

②シルバー人材センター事業の推進

概要： シルバー人材センターは、「臨時的かつ短期的またはその他の就業」を提供する様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現等を図る。

共同で実施する業務

- ・ 各自治体及びシルバー人材センター連合会との連携体制を強化し、シルバー人材センター事業の促進を図る。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会と協力して、各拠点シルバー人材センターに対し、事業の活性化、適正就業・安全就業について指導援助を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ シルバー人材センター事業の健全な発展を促進し、高齢者の能力を活かした地域社会形成を図るため、シルバー人材センター連合会事業の支援を行う。
- ・ 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者の就業機会の確保等が見込まれる指定地域・業種・職種を拡大する。

【数値目標】

- 生涯現役支援窓口における 65 歳以上の就職率：89.1%以上
(局：職業安定業務統計)
- 70 歳までの就業確保措置の実施状況
(高齢者雇用状況報告・従業員 21 人以上の企業)：40.0%以上
令和 7 年実績 38.8% (令和 7 年 6 月 1 日現在)
(局：雇用状況報告集計)

(6) 外国人に対する就労支援と技能実習制度(育成就労制度)の適正な運用

①外国人労働者の適正な雇用の推進

概要： 外国人労働者の適正な雇用の推進に向けた支援を行う。

共同で実施する業務

- ・ 企業・団体へ訪問し、外国人雇用管理にかかる要請、助言等を実施する。
- ・ 新たな在留資格、「技能実習制度」改め「育成就労制度」の周知・啓発（令和6年6月21日「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布。育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内に施行。）

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 外国人労働者の適正な受け入れ、雇用管理のため、事業主等に対し、外国人雇用管理指針や雇用状況届出制度の周知を行う。
- ・ 労働局監督課及び署に設置する「外国人労働者労働条件相談コーナー」（ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語）にて外国人労働者からの労働条件の相談に対応する。
- ・ ハローワークに設置する通訳配置の外国人雇用サービスコーナー（岐阜・大垣・多治見・関・美濃加茂）を中心として、職業相談・紹介により外国人の就労支援を実施する。また、状況に応じて、外国人を対象とした面接会を開催する。
- ・ 外国人が応募可能な正社員求人を開拓する。
- ・ 外国人雇用管理指針に基づく雇用管理改善指導を行う。
- ・ 外国人就労・定着支援研修を開催する。
- ・ 岐阜県が行う外国人留学生に対する就職支援事業の実施について、名古屋外国人雇用サービスセンターに情報提供するとともに、連携して協力を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 外国人就労・定着支援研修を開催する。
- ・ 企業が抱える外国人雇用の課題解決に向け、きめ細やかな伴走型の支援体制を整備するとともに、外国人雇用に関するセミナー等を実施する。
- ・ 県内企業への就職促進を図るため、外国人留学生を対象としたセミナー、オープンカンパニー、合同企業説明会等を実施する。
- ・ 国際たくみアカデミーに入校した日本語支援が必要な外国人の訓練受講及び就労を支援する。

- ・ 離職者等委託訓練において、介護職員を目指す外国人を対象とした訓練コースを設定し、外国人離職者の就労を支援する。
- ・ 外国人高校生等に対するキャリア支援として、外国人の先輩社員が仕事内容、やりがいなどを紹介する講座、在住外国人の学生を対象とした職業体験を実施する。
- ・ 「建設ICT人材育成センター」において、外国人材に関する相談窓口の案内業務を行うとともに、外国人の受入れを目的とした研修等を行う。
- ・ 外国人活用への理解促進と育成就労制度の周知を目的としたセミナー及び外国人材紹介団体との交流会を建設業者向けに開催する。
- ・ 介護福祉士を目指す外国人留学生を支援する介護事業者に対し、留学生が受講する日本語課程授業料及び生活支援費を助成する。
- ・ 「岐阜県在住外国人相談センター」において、医療や福祉、教育など生活全般に関する情報提供や相談を多言語で行う。
- ・ 公営住宅等に関する情報をパンフレット等により多言語で広く周知するとともに、県居住支援協議会において、外国人材の民間賃貸住宅への入居を促進するための不動産事業者やオーナーに対する啓発活動や、居住支援法人の活動の活性化に向けた支援等を実施する。
- ・ ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携を図りつつ、農業関係団体が行う外国人の雇用や定着に向けた支援を行う。

②技能実習制度（育成就労制度）の適正な運用

概要： 技能実習制度（育成就労制度）の周知と労働関係法令の遵守を含めた適正な運用を図る。

共同で実施する業務

- ・ 外国人技能実習生受入適正化に係る情報共有を行うなど連携強化を図る。

岐阜労働局が実施する業務

- ・ 技能実習実施者に対する監督指導等を行う。

岐阜県が実施する業務

- ・ 外国人技能実習制度（育成就労制度）の適正化と監理団体等の優良化の推進を図るため、定期的に県の関連施策について情報提供をするなど、監理団体等への支援を行う。

【数値目標】

- 外国人の紹介就職件数：560件以上 (局：職業安定業務統計)
- 雇用管理改善指導に係る事業所訪問数：400事業所
(局：職業安定業務統計)